

琉球大学学術リポジトリ

琉球大学の教職課程で学ぶ学生の「1947年教育基本法」に対する意識について：
2006年度後学期「教育法」の授業実践をとおして

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2017-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36446

琉球大学の教職課程で学ぶ学生の
「1947年教育基本法」に対する意識について
—2006年度後学期「教育法」の授業実践をとおして—

佐久間正夫*

Research on the Consciousness Concerning to the 1947
Fundamental Law of Education
— Focusing on the Consciousness of the Students Studying in the
Course of Teaching Profession of University of the Ryukyus —

Masao Sakuma

はじめに

教育基本法は1947年3月31日、公布施行された法律であり、第二次世界大戦後のわが国で行なわれた教育改革の中心をなす重要教育立法であった。本法は前文と11か条より構成され、戦後のわが国の教育に関する重要理念と原則を掲げていた。本法は日本国憲法の根本原則である平和と民主主義を教育目的とし、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」（前文）を目標とした。この教育基本法（以下、1947年教育基本法）は、第一に、戦前の国家主義・軍国主義の教育を基本理念とした教育勅語を否定し、それに代わる全く新しい日本の教育宣言として誕生した。第二に、1947年教育基本法は、教育宣言としてばかりではなく、教育憲法としての地位を占めてきた。1947年教育基本法はその前文で、憲法の理想の実現は、「根本において教育の力にまつべきものである」とし、本法は「日本国憲法の精神に則り」制定する、と憲法との結びつきを強調している教育法律であった⁽¹⁾。

このように、わが国の戦後の教育にとって、1947年教育基本法制定の意義は非常に大きいと言えるが、筆者は学生・院生時代、1947年教育基本法の地位、内容、制定の意義などを、必ずしも十

分に把握していたわけではなかった。

筆者がこれまで、1947年教育基本法とどのように出会い、1947年教育基本法に対してどういった意識・認識を持っていたのかについては、大要、次のように述べることができる。第一に、教員養成系大学の学部時代における教育法学研究会ゼミ（2年次～4年次所属）で、『基本法コンメンタール』（有倉遼吉編、別冊法学セミナーNo.33、日本評論社、1977年）の教育基本法の部分を輪読したことを挙げるができる。筆者は、1947年教育基本法第3条（教育の機会均等）及び第10条（教育行政）を担当し、報告したが、このテキストは非常に難解であり、上で述べてきたような1947年教育基本法の歴史的意義などについては、十分に理解していたわけではなかった。第二に、筆者が所属した、大学院時代の研究室について触れなければならない。筆者の大学院時代の指導教官を務めてくださった鈴木英一先生は、わが国の戦後教育改革研究を専門にされ、特に、1947年教育基本法の成立過程研究の第一人者であった。筆者が所属した、教育行政及び制度研究室は当時、学校教育法の成立過程研究を初めとした、教育立法研究に着手していた。しかし、筆者は、教育立法の研究と「教育」「学校」との関係性を十分に理解できていなかったこともあり、教育立法研究に重点を

* 琉球大学教育学部 子ども地域教育教室

置く研究室の雰囲気は馴染めなかった。教育や学校、子どもたち、親などにとって、教育行政がどうあるべきなのか、それを追究する教育行政学はどのような学問でなければならないのか、その際、なぜ教育立法研究が重要な位置を占めるのか、等々については、筆者は当時、全く考えていなかったと言っても良い。第三に、筆者は長い間、大学や短大、専門学校で非常勤講師を務めたが、その時の体験を述べなければならないであろう。例えば、戦後の教育改革を中心に据えた講義準備を思い返してみると、筆者は果たして、1947年教育基本法の内容や特色などの基礎的事項を押さえていたかどうか、定かではない。これに対して、第四に、現在の職場に1996年4月に赴任後、わが国の種々の教育改革動向に対して、1947年教育基本法を根拠に分析するようになっていったことを挙げなければならない。1990年代後半以降、規制緩和政策を受け、教育の分野では、飛び入学制度や公立の中高一貫校、学校選択制度などが導入され、1947年教育基本法第3条に規定された、戦後のわが国の重要教育理念である、教育の機会均等原理が崩されていく契機になったと説明できる。

このように、筆者は、指導教官が常々おっしゃっていた、1947年教育基本法の原理・原則から現実の教育の問題を見ていく、考えていくという方法を、やっと身につけることができたようである。1947年教育基本法は、戦後の教育行政制度の基本理念と原則を掲げた重要教育法律であるが、筆者が上で述べてきたように、わが国においては教員を初め、多くの人たちにとって、あまり馴染みがない法律、どのような意義を有する法律かよくわからない、といった存在だと言えるのではないか。

この重要教育立法とされる1947年教育基本法を、2006年4月以降、改正しようとする動きが顕著になった。1947年教育基本法の改正案は2006年12月15日、参議院本会議で与党の賛成多数で可決され、改正教育基本法（以下、2006年教育基本法）が成立した。この2006年教育基本法は、1947年教育基本法の条文の文言を用いながら作成されているが、1947年教育基本法を全面的に改正したものであると言える⁽²⁾。また、関連諸法規が迅速に改正され、2006年教育基本法成立の1週間後である2006年12月22日、2006年教育基本法は公布・施行された。

本研究は、筆者が勤務する琉球大学の教職課程において学ぶ学生が、1947年教育基本法に対してどのような意識をもっているのか、2006年教育基本法の成立をどう認識しているのか、筆者が2006年度後学期に担当した「教育法」の受講生を対象にアンケート調査を行ない、明らかにすることを目的とするものである。本研究は、これまで必ずしも十分に明らかにされてこなかった、1947年教育基本法に対する意識や認識について、教職課程で学ぶ学生を対象にアンケート調査を行ない、解明をめざすものである⁽³⁾。

以上、本稿は、琉球大学において教職課程で学ぶ学生たちに1947年教育基本法に関するアンケート調査⁽⁴⁾を実施し、1947年教育基本法に対する本学学生たちの意識を明らかにすることを目的とする。なお、受講学生には、2006年教育基本法が成立したことに対する若干の意識調査も、併せて行なった。

1. 2006年度後学期「教育法」の授業計画と授業実践

2006年度の『学生便覧』によれば、「教育法」の授業内容は、「教師の日常教育実践を法的側面から考察する」とされている。「教育法」という授業科目は、2006年当時も現在と同様、琉球大学においては「教育の基礎理論に関する科目」のうち、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含んだ授業科目に位置づけられていた。しかしながら、2006年当時と現在においては、課程認定が異なっており、受講年次は当時、全学の2年次から4年次が対象であったが、現在では教育学部生の2年次から4年次が対象となっている。筆者が担当した2006年度後学期の「教育法」は、授業登録者は105名（教育学部50名、法文学部37名、理学部8名、工学部2名、農学部8名）であった。以下では、この授業について報告を行なう。

(1) 授業計画の作成にあたり留意した点

筆者はかつて、次のように述べたことがある。

「改正教育基本法案が国会に提出された2006年度頃から、筆者は毎学期、担当する教職に関する科目などの授業で、教育基本法に対する学生の基

礎知識を問うアンケート調査を行なってきている。教職を志望しているか否かに関わらず、教職課程で学ぶ学生にとって、教育の憲法と称される教育基本法の内容などを知っていることは、必須であろうと考えるからである⁽⁵⁾。

筆者は2006年度の後学期、「教育法」の第1回目の授業（10月17日）の際、1947年教育基本法に関する基礎的事項を問うアンケート調査を行なった。2006年は、特に4月以降、1947年教育基本法の改正の動きが国会で顕在化したという状況変化もあり、学生の教育基本法に対する意識が高くなっているのではないかと、筆者は予想した。実施したアンケート調査の結果を簡略に紹介することをおして、当時の受講学生たちの1947年教育基本法についての基礎知識の理解度や意識を見てみよう。当日回答した受講者は、97名である。

まず、1947年教育基本法という法律名を聞いたことがあるかどうかについては、「はい」が96名（99.0%）で、「いいえ」が1名（1%）であった。受講生は、教職課程で学ぶ2年次以上の学生たちであり、また、受講生の大半は1年次の時、「教職の意義に関する科目」や、「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」についての教職科目を履修してきており、いずれの授業科目においても、1947年教育基本法を学ぶ機会はある。したがって、このアンケート調査の結果は、当然であると言える。実際、1947年教育基本法という法律をどこで知ったかに関しては、「大学で」が79名（82.3%）で最も多く、8割を超える学生が、大学の授業などで1947年教育基本法の法律名を知ったことになる。

次に、1947年教育基本法の内容についての結果を見てみよう。1947年教育基本法の内容を、「かなり知っている」「ある程度知っている」を合わせて6名（6.2%）、「あまり知らない」「ほとんど知らない」を合わせて91名（93.8%）、という結果であった。1947年教育基本法がいつ公布・施行されたかに関しては、正解は8名、また、何条から構成された法律であるかについては、正解は5名であった。1947年教育基本法をどれくらい読み込んでいるかを見るために、1947年教育基本法の理念をキーワードで答えさせたが、これに関して

は空欄がほとんどで、ほぼ全滅といってよい回答状況であった⁽⁶⁾。

アンケート調査では、1947年教育基本法の内容に関わって、いつ公布・施行されたか、何条から構成されているのか、基本理念は何か、などの基礎的知識を尋ねたわけであるが、教職課程で学ぶ2年次以上の学生としては、あまり良いできであるとは言えない⁽⁷⁾。教職課程で学んでいる学生であるから、教育基本法という法律名は知っているのだが、その内容に関しては、公布・施行年や構成条文数などの基礎的事項を押さえている学生がほとんどいないという、教職課程で履修している授業について、基礎知識の全体的な定着度が十分ではないという実態がうかがえる。また、1947年教育基本法改正の動きは、学生の教育基本法に対する意識には、ほとんど影響がなかったのではないかと。

以上述べてきたように、このアンケート調査結果によれば、琉球大学の教職課程で学ぶ2年次以上の学生は必ずしも、教育の憲法と称されている1947年教育基本法に関してさえ、基礎的な知識が十分ではないと言える。このように学生の学びの状況を踏まえ、筆者は、1947年教育基本法成立時の時代状況を取り上げた資料や、関連のビデオ資料などを用い、教育基本法を具体的にイメージできるような授業計画を立て、実施した。

(2) 授業の計画と具体的な授業の概要

筆者は、2006（平成18）年度後学期に担当した「教育法」において、第6回から第9回の4回に亘って、「教育基本法についての検討」をテーマに授業を行なった。以下、筆者が「教育法」で実施した、授業の計画と実際の授業実践について、それに関連して配付した当時の資料に基づき、述べていく。

第1回 「教育法」とは何かについて（「教育法」とはどのような「法」であるかについて：ビデオ：NHK クローズアップ現代「国旗・国歌 卒業式で何が起きているのか」2005年3月28日（月））

第2回 公教育の基本原則（1）（東京都の学校教育を教育法から見る）

第3回 公教育の基本原則（2）（学習指導要領の

- 性格と教育基本法第10条：ビデオ：NHK ニュースおはよう日本「高等学校世界史必修の未履修問題」2006年10月30日（月）
- 第4回 公教育の基本原則 (3) (教育基本法第3条及び第10条：ビデオ：NHK スペシャル「ワーキングプア」2006年7月23日（日）)
- 第5回 公教育の基本原則 (4) (教育基本法第3条「教育の機会均等」原理：NHK ドラマ純情きらり2006年5月26日（金）・27日（土）)
- 第6回 教育基本法についての検討 (1) (教育基本法成立時の時代状況：ビデオ：NHK 教育セミナー歴史でみる日本「教育改革」2001年3月29日（木）)
- 第7回 教育基本法についての検討 (2) (教育基本法成立時の時代状況：ビデオ：NHK にんげん日本史「新しい憲法と戦後の日本」2002年12月9日（月）、NHK 歴史でみる日本 映像でつづる昭和史第4回「戦後の復興—1945-1949年」2005年2月16日（水）)
- 第8回 教育基本法についての検討 (3) (教育基本法の成立過程の特徴：ビデオ：NHK スペシャル「敗戦ニッポン 新しい日本人をめざして」1999年8月15日（日）)
- 第9回 教育基本法についての検討 (4) (教育基本法の地位、特色など：ビデオ：全日本教職員組合他企画・製作「かがやけ教育基本法」2006年)
- 第10回 改正教育基本法についての検討 (ビデオ：NHK ニュースウォッチ9：2006年12月15日（金）)
- 第11回 戦前の教育と教育法制 (1) (教育立法の勅令主義：ビデオ：NHK 教育セミナー歴史でみる日本「教育改革」2001年3月29日（木）)
- 第12回 戦前の教育と教育法制 (2) (戦前の教育法制と学校教育：ビデオ：NHK にんげん日本史「戦争の時代を生きた人々」2003年12月1日（月）)
- 第13回 レポートの書き方について
- 第14回 わが国の近年の教育制度改革と教育法

(1) (教育再生会議の教育改革構想：ビデオ：NHK ニュースウォッチ9「教育再生会議」2006年10月25日（水）)

- 第15回 わが国の近年の教育制度改革と教育法 (2) (教育再生会議の教育改革構想：ビデオ：沖縄テレビ とくダネ「教育再生会議」2007年1月25日（木）)

2006年度後学期の「教育法」における授業の目標と内容は、大要、次のようなものであった⁽⁸⁾。まず、基礎編として、「公教育の基本原則」をテーマに、憲法・教育基本法制の基本的枠組みを押さえた。その際、現実起きており、受講生がニュース等で接していると思われる、学校教育をめぐる重要問題を取り上げ、「公教育の基本原則」から説明を行なうようにした。例えば、2006年当時、卒業式や入学式で、国旗・国歌をめぐる問題が起きていた。受講生が身近に接しているこうした学校教育の問題が、「教育法」と密接に関連しているということを確認できるように、このような具体的な教育の問題を取り上げ、授業を開始した。また、バブル経済崩壊以降の格差社会の進展に伴なう、ワーキングプアの存在と学校教育への影響については、教育の機会均等原理が関連しており、それが明記された1947年教育基本法第3条に基づき、教育の機会均等の重要性を取り上げた。憲法・教育基本法制との比較という点から、大日本帝国憲法と教育勅語体制によって構築された、戦前の教育法制と教育に関する基礎的事項を押さえた。

次に、応用編として、教師の教育実践に密接に関わる具体的な教育制度改革を取り上げ、教育法といった側面から分析し、その問題点や課題を析出した。

2. 「教育法」における1947年教育基本法の授業実践

1. の「(2)授業の計画と具体的な授業の概要」で述べてきたように、筆者は2006年度後学期に担当した「教育法」において、第6回（2006年11月21日）から第9回（同年12月12日）の4回に亘って、1947年教育基本法をテーマに、その基礎的事項について概説を行なった。それを踏まえた形で、第10回（2006年12月19日）の授業では、授業日の

4日前に成立した、2006年「改正」教育基本法を取り上げ、改正動向を初めとして、法の成立経緯や内容の特徴・問題点などを見た。

以下では、筆者が実際の「教育法」の授業の中で、1947年教育基本法をどのように取り上げ、また、それとの関連で、1947年教育基本法の改正動向などをどう押さえたかを述べていく。

(1) 1947年教育基本法成立時の時代状況（第6回・第7回の授業）

本授業では大要、日本国憲法及び1947年教育基本法制定当時の時代状況などを押さえた。筆者が作成した講義資料に基づき、受講生に、1945年の敗戦以降の時代状況がどのようなものであったのか、その中で、1947年教育基本法がどういった経緯で創出され、制定されたかを理解させようとした。

1947年教育基本法は、占領統治下で作られたものであるから、アメリカに押しつけられたものである、との主張が見られる⁽⁹⁾。筆者のこれまでの教職経験による印象では、日本国憲法や1947年教育基本法がアメリカに強制されたものである、と考えている学生は、少なくないように思われる。例えば、高等学校の公民教科書の日本国憲法の単元においては、これまでの歴史学などの研究成果に基づき、占領軍（GHQ）は民間の研究者らの憲法案を参考に草案を作成し、日本政府に示したとされているものもあるが、大学受験という事情もあり、現代史のこうした重要な事実は、高等学校教育ではあまり説明がなされていないようである。また、大学の教職課程においては、教員免許状を取得する際、「憲法概論」という授業科目が必修であるが、この授業科目の中で、日本国憲法の成立経緯をめぐる論点などは、あまり取り上げられていないように思われる。

以上のように受講生たちの、日本国憲法や1947年教育基本法制定当時の時代状況等をめぐる学習履歴を把握し、1945年8月15日の敗戦後、わが国がどのように新しい国づくりに着手していったのかを、「戦後改革」という側面から押さえた。筆者が作成した資料によれば、「戦後改革」とは、占領下で占領軍によって行なわれた、政治・経済・社会のあらゆる分野に及んだ非軍事化、民主化の

ための改革を意味する⁽¹⁰⁾。政治面での最も重要な改革は日本国憲法の制定であり、経済面でのそれは財閥解体など、そして社会面では教育、医療、衛生、宗教など社会の諸分野にわたる改革が行なわれた。このうちで最大の改革は、教育改革であったとされていることを紹介し、戦後の諸改革が行なわれた時代状況やそれぞれの改革をより一層、把握できるようにビデオ視聴を行なった⁽¹¹⁾。

(2) 1947年教育基本法の地位・特色・成立過程の特徴（第8回・第9回の授業）

第6回・第7回の授業を踏まえ、第8回・第9回の授業では、1947年教育基本法なる法律の地位・内容・特色・成立過程の特徴などについて、鈴木英一の研究⁽¹²⁾を読み合わせながら、以下のように基礎的事項を押さえた。

① 戦前の教育と教育法制

戦前は、国民（大日本帝国憲法上、国民は臣民と規定）は、国（＝天皇）のために喜んで命を捨てなければならない、という徳目を、学校教育の中で徹底的に教え込まれた。その際、1890（明治23）年に発布された教育勅語という文書が、絶大な影響を及ぼした。

② 1947年教育基本法の地位

1947年教育基本法は、上で述べた戦前の天皇制教学と国家主義・軍国主義の教育を基本理念とした教育勅語を否定し、それに代わる新しい日本の教育宣言として誕生した。1947年教育基本法はその前文で、憲法の理想の実現は「教育の力にまつ」ことを説き、「日本国憲法の精神に則り」制定する、と日本国憲法との結びつきを強調した。また、1947年教育基本法は、憲法に内在する教育理念を一層、具体的に明示した。1947年教育基本法は、その第11条〔補足〕に基づき、他の教育法令を導き出す端緒となった。このように、1947年教育基本法は、教育憲法という地位にある。

③ 1947年教育基本法の内容・特色

1947年教育基本法は前文と11か条より構成され、日本の教育の根本的刷新を目指した重要な理念と原則を掲げた。1947年教育基本法は、日本国憲法の根本原則である平和主義と民主主義を教育目的として積極的に取り入れ、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」（前文）を目

標とした。1947年教育基本法は、日本国憲法第26条で明記された、権利としての教育観を前提として、教育の機会均等（第3条）、義務教育9年制（第4条）、などの重要原則を掲げた。

法制定の形式という点では、1947年教育基本法制においては、戦前の教育立法の勅令主義から、国民の代表者からなる国会で制定するという、教育立法の法律主義への転換がなされた。

④ 1947年教育基本法の成立過程の特徴

1947年教育基本法は、わが国が占領統治の時代に作られたものだから、アメリカに押しつけられたものである、とする主張が見られる。しかしながら、1947年教育基本法の立法過程の特徴として、当事者が異口同音に「教育基本法は日本で自ら作った」と証言したように、日本側の自主改革性が顕著であった⁽¹³⁾。また、1947年教育基本法の立案過程では、天皇、忠孝、奉公など、教育勅語に書かれた国家主義的教育理念が条文から退けられ、民主的教育理念・価値が生成せしめられた、ということも、1947年教育基本法の成立過程での重要な特徴である。

3. 「教育法」における2006年教育基本法の授業実践

2006年教育基本法は2006年12月15日（金）、参議院本会議で可決され、成立した。授業で提示した資料 No.49、50、52、53からわかるように、全国紙の『朝日新聞』を初め、地元紙の『沖縄タイムス』『琉球新報』でも、2006年4月以降、この問題は時に、紙面で大きく取り上げられてきた。「教育法」の担当者としては、こうした動きを看過することができず、シラバスの授業予定を変更し、2006年教育基本法の改正動向を取り上げることとした。授業で提示した資料（講義資料 No.45-No.54）などを基に、「改正教育基本法についての検討」をテーマに、実際に行なった授業の概要等を述べていく。以下は、2006年12月19日（火）の授業で提示した知見である⁽¹⁴⁾。

(1) 近年の1947年教育基本法改正の動き

2006年教育基本法の改正動向をまとめると、大要、以下の略年表のようになる。今回の1947年教

教育法講義資料No. 49
沖縄タイムス 2006年12月16日(土)

教育法講義資料No. 50
朝日新聞 2006年12月16日(土)

教基法改正案

「教育への介入正装」

佐久間正夫琉球大学教授

「教育への介入正装」とは、国家が教育に介入する際に、その介入が教育の本質を損なわないように、その介入の仕方、介入の程度、介入の目的などを正装（せいさう）して行うことを指す。これは、国家が教育に介入する際に、その介入が教育の本質を損なわないように、その介入の仕方、介入の程度、介入の目的などを正装（せいさう）して行うことを指す。

「当然」「強制強まる」現場にささるべきだと思

現場にささるべきだと思

「公」重視の教基法改正案

教育勅語に近い本質

国民への命令規定に

大浜敏夫冲教祖委員長

佐久間正夫琉球大学教授

「公」重視の教基法改正案は、教育勅語に近い本質を有している。これは、国民への命令規定に、教育勅語に近い本質を有している。

教育法講義資料No. 53
沖縄タイムス 2006年12月1日(金)

教育法講義資料No. 52
沖縄タイムス 2006年4月18日(火)

年	改正の動き
2000年3月	故小渕恵三元首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」が設置
2000年12月22日	「教育改革国民会議」最終報告
2001年11月26日	遠山教子文部科学大臣が中央教育審議会に「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」諮問。
2002年11月14日	中教審「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(中間報告)
2003年3月20日	中教審「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(答申)
2004年1月9日	自民・公明による「教育基本法に関する協議会」が、「教育基本法改正に関する協議会」へと名称変更。
2004年6月16日	「教育基本法改正に関する協議会」の中間報告
2006年4月12日	自民・公明による教育基本法改正案台意

育基本法改正の動きは、2006年に突然に起きてきたものではなく、2000年12月22日の「教育改革国民会議」の最終報告に端を発していることを示した⁽¹⁵⁾。

(2) 1947年教育基本法と2006年教育基本法の比較授業では、どの条文がどのように改正されたかを把握する目的で、1947年教育基本法と2006年教育基本法を対比させ、主要な変更点を押さえた⁽¹⁶⁾。

① 前文関係

第一段落「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、…この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」(1947年教育基本法)が、「2006年教育基本法」ではすべて削除された。「真理と平和を希求」(1947年教育基本法)が、「真理と正義を希求」(2006年教育基本法)に変更された。「公共の精神を尊び」「伝統を継承」する教育を推進、が新たに追加された。

② 第1条、2条関係

「教育の方針」(1947年教育基本法)が「教育の目標」(2006年教育基本法)に全面的に変更された。ここでは新たに、「国…を愛する…態度」が盛り込まれた。また、「教育の目標」として、20以上もの細かな徳目が列挙された。ここでは、その徳目に基づく様々な「態度を養う」ことが目標とされた。特に、「公共の精神に基づき…」「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する…態度を養うこと」(2006年教育基本法)が規定された。

③ 第4条関係

「9年の普通教育」(1947年教育基本法)が、「普通教育」(2006年教育基本法)に変更された。「9年」という義務教育期間が削除された。

④ 第6条関係

「学校の教員は、全体の奉仕者」(1947年教育基本法)が、「全体の奉仕者」の部分削除された。また、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる…」(2006年教育基本法)と、子どもに対して法律で、規律を要請した。

⑤ 第10条関係

「教育は、不当な支配に服することなく」(1947年教育基本法)は残されたが、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」が削除された。また、新たに「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり…」(2006年教育基本法)が追加された。

⑥ その他、2006年教育基本法で追加された条文関係

第7条〔大学〕、第8条〔私立学校〕、第11条〔幼児期の教育〕、といった教育機関の規定が追加された。第10条〔家庭教育〕に関しては、保護者の「責任」が強調された。第13条〔学校、家庭及

び地域住民等の相互の連携協力〕については、「教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚」するよう求め、「相互の連携及び協力」を義務づけた。

(3) 2006年教育基本法の全体的な問題点

① 1947年教育基本法を改正する必然性の問題

1947年教育基本法の、どこに、どのような問題点があるのか、そのことによって、学校教育にどのような問題が起きているのかについて、国会の審議でも最後まで明確に示されなかった。この点については、2006年12月15日(金)のNHKニュースウオッチ9で、伊吹文明(当時文部科学大臣)氏が登場され、教育基本法改正の理由を述べられているが、その必然性が不明確であることを、ビデオ視聴に基づき受講生と確認した。

② 審議過程・手続きの問題

与党教育基本法改正検討会(座長:大島理森元文相)は2004年、設置されたが、約2年間に亘って審議されてきた、教育基本法の審議過程を国民に示すこともなく、2006年の通常国会に突然、1947年教育基本法の「改正案」を提出した。国民的な議論を俟たず、教育の憲法と称される1947年教育基本法を改正する手続きとしては、問題であることを指摘した。

③ 180度転換させられている法としての性質

1947年教育基本法を読んでみると、1947年教育基本法は国民が権力へ命令し、権力への規制をかけ、権力の暴走を許さないという性質を有している、ということがわかる。これは、日本国憲法の立憲主義の考え方と同じである。しかし、講義資料No.52, 53(資料参照)を用いながら、2006年教育基本法は、権力が国民や教員に行為規範・徳目などを命令する内容に変更されており、法としての性質が180度転換させられていることを説明し、重大な問題であると指摘した。

(4) 2006年教育基本法の個々の規定とその問題点

授業時間の関係上、2006年教育基本法の個々の条文すべてについての問題点を指摘することができなかったため、主要なものだけに限定して説明を行なった。

① 前文関係

2006年教育基本法は、1947年教育基本法の前文第一段が全面削除され、現行憲法との一体性が断ち切れ、法の性質が180度変質させられた。

② 第2条関係

2006年教育基本法は、1947年教育基本法第2条〔教育の方針〕を全面的に削除し、全く新たに〔教育の目標〕を設定した。この条文では、細かな徳目（「生命を尊び」「自然を大切に」する態度を養うこと等々、20項目以上に及ぶ徳目）が列挙されている。これは、国家から見た国民の望ましい態度、規範を規定していると言える。「伝統と文化を尊重し、…我が国と郷土を愛する」という部分で、国民の心のありようを法で規定した。これについては、すでに、憲法第19条〔思想及び良心の自由〕との関連で、多くの人々がその問題性を指摘してきたことも、併せて説明した。

③ 1947年教育基本法第10条〔教育行政〕と2006年教育基本法第16条〔教育行政〕の関係

1947年教育基本法第10条〔教育行政〕の規定については、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」が削除された。これに対して、2006年教育基本法第16条では、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」とされた。これによれば、「法律」で定められれば、それはどのようなものでも容認され、行政権力の教育内容への「不当な支配」も正当化されるという危険性を指摘した。1947年教育基本法の基本的特徴である、権力規制の性質といった観点からすると、2006年教育基本法の第16条は、1947年教育基本法の性質を180度、大転換させたことを説明した。

④ その他の規定

2006年教育基本法第13条〔学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力〕には、行政による、家庭や地域における国民精神の相互の監視・統制の組織化といった内容が規定されており、非常に重大な問題を含んでいることを指摘した。

4. 教職課程で学ぶ学生の1947年教育基本法に対する意識

これまでに述べてきたこととの関連で、ここでは以下、二つの点から、琉球大学の教職課程で学ぶ学生の、1947年教育基本法に対する意識の特徴を明らかにしていく。第一に、1947年教育基本法の成立過程の特徴に関わる意識・認識である。第二に、第1回目の授業の際に実施した、1947年教育基本法に関する基礎的知識を見るアンケート調査の結果である。筆者はこのアンケート調査を、授業の理解度・定着度を見るという目的で、12月19日（火）の第10回目の授業で再度、実施した。これに基づいて、受講学生の1947年教育基本法に対する意識が、どのように変化したのかを見ていく。

(1) 1947年教育基本法の成立過程の特徴に関わる意識・認識

1947年教育基本法は占領統治下で作られたものだから、アメリカに押しつけられたものである、という主張がある。受講学生には、1947年教育基本法の成立過程をめぐって、このような論点があることを提示し、授業では、これが事実か否かを即した知見であるか否かを説明した。具体的には、筆者作成の講義資料に基づき、1947年教育基本法の成立過程の特徴を、大要、次のように押さえ、併せて関連のビデオ視聴を行なった¹⁷⁾。

「1947年教育基本法は、1946年8月に設置された教育刷新委員会（委員長：安倍能成）が中心となって審議し、作成された。教育刷新委員会は、占領軍と文部省（当時）から運営の自治性と審議の自主性を保障された、独立した存在であったとされている」。

1947年教育基本法の成立過程の特徴に関して、受講学生がどのように認識したかについて、受講学生が書いたアンケートの記述をもとに探してみる。種々の情報が溢れる社会で、学生の中には、憲法や教育基本法がアメリカに押しつけられたものであると認識している者も見られたが、それが授業の学びによって転換させられたケースを、まず紹介しよう。

「私はテレビで、『教育基本法はアメリカに押

し付けられたもので、日本人自身が作ったものではないのだから、改正すべきだ』と言っている政治家を、何人か見たことがあります。その時は、『アメリカに押し付けられたという事実があったのかもしれない』と感じました。なぜなら、日本はアメリカに占領されたので、それがいかにもありそうな事実だと思ったからです。

しかし、今回の講義、またはビデオを通して、それは全くの誤りであると知りました。教育基本法は敗戦後、日本が〔作成に〕取り組んだ法律でした（中略）。『教育基本法はアメリカに押し付けられたもの』と言い切ってしまう政治家は、先に述べた事実を国民が知らないことを良いことに、もっともらしい理由を付けて、納得させようとしています。そのような政治家も悪いですが、目の前に与えられた情報にしか目を向けられない私たちも、意識を変えなければならぬと感じました（法文・3年次・女子）。

「今までの授業で勉強してきた限りでは、私は、教育基本法がたいへんすばらしいものだと思います。しかし、初めは、教育基本法は当時、GHQの占領下にあった日本の政情を考えると、まったくGHQの手が入っていないとは考えられません。どこかで、押し付けられた法律だったのでは？と聞いていましたが、ビデオを見ていくうちに、本当に日本人の手によってできたものだとわかり、驚きました（教育・2年次・女子）。

「日本の敗戦後、GHQの指導の下で、日本国憲法が制定された（大日本帝国憲法の全面的改正の形式）ということは、中学・高校の日本史の時間に学んでいた。しかし、教育基本法が、教育刷新委員会という文部省や占領軍総司令部両者の支配から独立した機関で、委員会の自由な討議によって成立したということは、初めて知った（中略）。教育刷新委員会が両者から独立していたことは、マーク・T・オア氏がそう証言していることから、明らかであろう（後略）（法文・3年次・男子）。

次に、1947年教育基本法は、決してスムーズに作成されたわけではなく、種々のコンフリクトをとおして、重要な教育価値が生成され出来上がったといったものである、ということに気がついたレポートを紹介する。

「教育基本法はアメリカに押し付けられたものではなく、日本が作り上げたものだということは知っていたが、敗戦後すんなりと教育勅語を廃止して、教育基本法を作ったのだと思っていた。だから、今回のビデオにあったような教育勅語を残そうとする動きは意外だった（後略）（農学部・3年次・女子）。

「今回のビデオを視聴して、教育基本法の成立過程には様々な葛藤や審議、話し合いがあったことを学んだ。当時の日本を代表する知識人8名による教育刷新委員会の存在があったことなども、初めて知った。また、その中で、戦前の軍国主義を反省し、新しい日本人像の形成を目指して教育基本法案を話し合っていたことなども興味深かった。というのも、8名皆が同じような意見ではなく、〔再び〕軍国主義に陥らないように『個人の尊厳』を第一とする意見もあれば、一方では、『国や社会のために生きる人間の育成』を第一とする意見もあるなど、現在の揺れている日本人像に〔も〕通ずるところがあるからだ（後略）（法文・4年次・男子）。

最後に、1947年教育基本法の審議過程と、2006年教育基本法案のそれとの比較をとおして、国会議員による審議の熱意の違いに着目したレポートを紹介する。

「教育基本法は、ビデオを見る限り、今の国会で審議されているような法律〔案〕とは違い、簡単な審議ですぐに決めるのではなく、政治家や有識者たちが皆、真剣に取り組んでいるように感じた。私は今までの授業の中から、教育基本法は単に、アメリカ主導ではなく、日本人が自主的に作った戦後の産物というような認識を持っていたが、有識者同士でも、意見の相違があり、活発な議論が行なわれた後、出来上がった法律なのだという印象を受けた（法文・3年次・男子）。

以上、1947年教育基本法の成立過程の特徴をテーマに掲げた授業に対して、受講学生がどのような意識・認識を持ったのかを見てきた。それによれば、かなり専門的な論考などを取り上げたにも関わらず、1947年教育基本法の成立過程の特徴についての受講生の意識・認識はかなり高いと言え、専門的な知識に対する認識も深まったのではないかと、という印象を抱いた。

(2) 1947年教育基本法に対する学生の意識・認識

① 1947年教育基本法に対する授業の理解度・定着度

1. で述べてきたように、筆者は、2006年度後学期「教育法」の第1回目の授業で、1947年教育基本法の基礎的事項を尋ねるアンケート調査を行った。その結果の概要は、次のとおりである(回収できたアンケートは97名)。

【1】教育基本法という法律について聞いたことがありましたか。
はい96名(99.0%) いいえ1名(1.0%)
【2】教育基本法をどこで知りましたか。
大学で79名(82.3%)
【3】教育基本法の内容をどのくらい知っていますか。
「かなり知っている」「ある程度知っている」 6名(6.2%)
「あまり知らない」「ほとんど知らない」 91名(93.8%)
【4】教育基本法は、何年に公布・施行されましたか。 正解は8名(8.2%)
【5】教育基本法は、何条から構成された法律ですか。 正解は5名(5.2%)
【6】教育基本法の基本理念をキーワードで教えてください。
空欄がほとんど。3名ほどが、個人の尊厳、平和・民主主義の教育、教育の機会均等と回答。

筆者は、第1回目の授業で実施した、「1947年教育基本法」に関するアンケート調査項目を少し修正し、授業の理解度・定着度を見るという目的で、再度、12月19日(火)の第10回目の授業で、「1947年教育基本法など」についてのアンケート調査を行なった⁽¹⁰⁾。以下、その結果の概要を示してみる(85名回答)。

これによれば、1947年教育基本法の公布・施行年や構成条文数などの基礎的事項について、授業で取り上げている最中であるにもかかわらず、約半数の受講生しか正確な知識を押さえていないことがわかる。「教育法」の授業の中でも中心的な位置を占める、1947年教育基本法に関しては、第6回から第9回の4回に亘って授業で取り上げ、法の成立過程の特徴や内容等を、具体的な資料な

【1】教育基本法の内容について、どのくらい知っていますか。
「かなり知っている」「ある程度知っている」 42名(49.4%)
「あまり知らない」「ほとんど知らない」 40名(47.1%) 無回答3名(3.5%)
【2】教育基本法は、何年に公布・施行されましたか。 正解は42名(49.4%)
【3】教育基本法は、何条から構成された法律ですか。 正解は36名(42.4%)
【4】教育基本法の基本理念をキーワードで三つ挙げてください。
個人の尊厳、平和・民主主義の教育、教育の機会均等などと回答した者は12名。【2】【3】【4】の三つとも不正解は21名。

どを基に丁寧に説明してきたつもりであったが、筆者の予想に反するアンケート結果が得られた。学生は授業後、教育基本法をほとんど読まないのであろうか。授業後の学習で、教育基本法を何回か読む機会があれば、「教育基本法の内容について、どのくらい知っていますか」に対して、受講生の半数近く(47.1%)が「あまり知らない」「ほとんど知らない」と回答することはないのではないか。

② 2006年教育基本法に対する学生の意識・認識
筆者が12月19日(火)の第10回目の授業で行なった、「1947年教育基本法など」についてのアンケート調査では、2006年教育基本法に対する意識・認識に関しても、以下のような調査項目を設けた。その結果を示してみる。

【3】安倍首相が誕生し、安倍内閣が組閣されました。周知のように、安倍政権は臨時国会で、教育改革を重点課題の一つに位置づけています。安倍政権はこの臨時国会において、教育基本法改正の実現を目指しています。

小泉内閣が本年4月28日、通常国会に提出した教育基本法の改正案は、安倍内閣における今国会で、どのような審議状況にありますか(○を付けて下さい)。

可決成立した(69名) 審議中である(12名)
来年の通常国会で審議予定である(2名)
審議未了で廃案になった(0名)

【4】安倍内閣は、「教育再生会議」（座長：野依良治氏）を設置し、教育改革論議をスタートさせ、いくつかの具体的な教育改革の導入に向けた検討に入ろうとしています。この「教育改革案」にはどのようなものがありますか。具体的な教育改革案を挙げてください（複数挙げられれば、挙げてください）。

（ ）

これによれば、問い【3】に関しては、2006年教育基本法が、当日の授業の4日前に「可決成立した」ことを知っていた受講生は69名（81.2%）であり、これに対して、「審議中である」などと回答した学生は合わせても14名（16.5%）である。このように、8割を超える受講生が、2006年教育基本法の改正動向に注意を払っていたことがわかり、受講生の2006年教育基本法改正動向に対する意識の高さが窺われる。

また、問い【4】については、「教育バウチャー制度」や「教員免許更新制度」を挙げた学生が合計で42名（49.4%）であり、受講生の政府の教育施策に対する関心度は、比較的高いと言えるのではないかと。

おわりに

これまで見てきたように、2006年度後学期の「教育法」の授業では、1947年教育基本法の改正動向も視野に入れながら、1947年教育基本法に対する2006年当時の学生の意識・認識を明らかにしてきた。それによれば、次のようなことが明らかにされた。

第一に、後学期の「教育法」受講以前には、学生は、1947年教育基本法に関する基礎的事項を、ほとんど押さえていないという状況があるということである。例えば、1947年の公布・施行年がいつであるか、構成条文が何条であるか、内容を示すキーワードを挙げるとすれば何か、などについては、1947年教育基本法に関する基礎的な知識であり、教職課程で学ぶ学生にとっては、それ程難しくはない必須事項であると考えられる。アンケート結果によれば、ほとんどの受講生がそうした基礎的とも思われる「知識」を押さえていないことがわかった。第二に、上で述べた1947年教育基本

法についての基礎的事項は、授業履修後も、比較的身につけていないという状況があるということである。例えば、筆者は4回に亘って、授業で1947年教育基本法を取り上げ、その成立過程の特徴や法の内容・特色などを扱ったにも関わらず、法の内容や公布・施行年、構成条文が何条であるかを尋ねた、第2回目のアンケート調査では、約半数の学生しか、正確な知識を押さえていなかった。しかしながら、第三に、教育基本法の成立事情をめぐる重要論点の一つである、成立過程の特徴を追究した授業では、受講生は、教育刷新委員会の性格や役割などを、用いた資料やビデオから良く理解している状況が見られた。

こうしたことから、学生たちの1947年教育基本法に対する意識・認識として、法の公布・施行年などの基礎的且つ細かな知識を覚えることは、決して十分ではないという点が指摘できよう。しかしながら、授業で課した課題によれば、教育基本法の成立過程をめぐる論点などの問題に関しては、受講生の意識や認識はかなり高いということが言えるのではないかと。このような点についての更なる解明は、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 鈴木英一「教育基本法」日本教育法学会編『教育法学辞典』学陽書房、1993年、127頁を参照。
- (2) なお、三上昭彦は、2006年教育基本法の基底的な性質に着目して、1947年教育基本法を全面的に改正したものであると指摘している。三上昭彦「教育改革関連三法一制定の経緯と問題点一」『季刊 教育法』第154号、エイデル研究所、2007年9月、5頁。
- (3) 1947年教育基本法に対して、教職課程で学ぶ学生がどのように認識しているか、を解明した研究は、管見の限り、ほとんど見られない。これに対して、例えば、1947年教育基本法を保護者がどのように考えているかを明らかにした調査研究には、社団法人日本PTA全国協議会『平成15年度 学校教育改革についての保護者の意識調査報告書』2003年、ベネッセ未来教育センター・朝日新聞社共同調査

『学校教育に対する保護者の意識調査 速報データ』2004年4月、16頁、また、教員を対象にした調査には、全日本教職員連盟「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」（新しい教育の在り方についての調査(5)）2003年、などが挙げられる。しかしながら、これらの研究以外には、1947年教育基本法に対するアンケート調査研究は、ほとんど行なわれていないのではないのか。

- (4) アンケート調査用紙は、【資料1】のとおりである（B5用紙で1枚）。
- (5) 拙稿「『教育法』授業実践報告—八重山の教科書採択問題を中心に—」『琉球大学教育学部紀要』第81集、2012年、230頁。
- (6) ただし、3名ほどが、「平和」「民主主義」「平等の教育」「個人の尊厳」「教育の機会均等」と回答していた。
- (7) 筆者はかつて、2011年度後学期に実施した教育基本法のアンケート調査結果について、次のように指摘したことがある。「アンケート調査では、教育基本法の内容に関わって、いつ公布・施行されたか、条文の内容の特徴は何か、などの基礎的知識を尋ねたわけであるが、毎学期、凡そ上記と同様の結果が得られている。教職課程で学んでいる学生たちであるから、教育基本法という法律名は知っている。しかし、その内容などに関しては、基礎的事項を押さえている学生はほとんどいないという、履修授業の理解度が十分ではないという実態がうかがえる」。注(5)の拙稿、231頁。筆者が2011年度後学期に行なった、教育基本法に関するアンケート調査結果と、2006年度後学期に行なったそれとを比較すると、学生たちは、教育基本法の公布・施行年や、構成条文数などの基礎的知識を、現在よりは押さえていたと言えそうである。

今、筆者の手元に残されている、教育基本法に関する一番古いアンケート調査資料は、2005年度前学期の「教育行政学」の授業で実施（2005年7月5日）したものと、同年度後学期の「教育法」の授業で実施（2005年11月15日）したものであろう。これらの結果の分析については、別の機会にゆずりたい。

- (8) 2006年度「教育法」講義資料No.1では、シラバスを次のように掲載している。

科目名（単位）：教育法（2単位）

科目番号：教206

担当教員：佐久間正夫

開設学期：2006年度後学期

授業内容：教育のための独特な法論理を有する教育法について、その基本原理・意義・歴史、教育制度改革と教育法、などを中心に概説します。

授業方法：各授業のテーマに即した資料に基づき、講義を行ないます。その際、テーマに関連したビデオ視聴を行なうことにより、テーマについての一層の理解を深めます。また、受講生の皆さんに書いていただいたビデオ視聴の感想や意見の中から、いくつかを取り上げ、「教育法」通信として紹介し、受講生の皆さんの意見交流の場にします。

評価基準：

1. 学期末課題レポート（70%）
2. ワークシート（30%）
3. 出席状況（授業総時数の3分の1以上欠席した者は、自動的に不可とします）。以上により、評価します。

授業計画：

1. 「教育法」とは何かについて
2. 公教育の基本原理(1)
—憲法・教育基本法制の基本原理・意義
3. 公教育の基本原理(2)
—憲法・教育基本法制の基本原理・意義
4. 公教育の基本原理(3)
—教育基本法の成立過程の特徴
5. 教育基本法の改正論について
6. 戦前の教育と教育法制(1)
—大日本帝国憲法と戦前教育法制
7. 戦前の教育と教育法制(2)
—戦前教育法制の特徴とその教育
8. 学校の仕組みと教育法(1)
—学校制度の基本原理
9. 学校の仕組みと教育法(2)
—学校の設置管理
10. 学校の仕組みと教育法(3)
—義務教育制度

11. 教育制度改革と教育法 (1)
—近年の義務教育制度改革
12. 教育制度改革と教育法 (2)
—近年の義務教育制度改革
13. 教育制度改革と教育法 (3)
—安倍内閣の教育制度改革
14. 課題レポートの作成方法について
15. 課題レポートの提出

テキスト：市川須美子・浦野東洋一・小野田正利・窪田眞二・中嶋哲彦・成嶋隆編『教育小六法（平成18年版）』学陽書房，2006年，2500円。

- (9) 堀尾輝久・浪本勝年・石山久男編『今，なぜ変える教育基本法 Q&A』大月書店，2003年，84-85頁を抜粋して，講義資料を作成した。それによれば，Q35として，「教育基本法は占領軍から『押しつけられた』法律だったのですか」という問いに対して，それまでの研究成果に基づき，説明がなされている。
- (10) 例えば，古関彰一「戦後改革」鳥海靖・松尾正人・小風秀雄編『日本近現代史研究事典』東京堂出版，1999年，340-343頁，永原慶二監修 石上英一ほか編『岩波日本史辞典』岩波書店，1999年，666-667頁，などを参照した。
- (11) 日本国憲法制定関連のビデオは，NHK にんげん日本史「新しい憲法と戦後の日本」2002年12月9日(月)，戦後の社会状況についてのビデオは，NHK 歴史でみる日本 映像でつづる昭和史第4回「戦後の復興—1945-1949年」2005年2月16日(水)，教育基本法制定関連のビデオは，NHK 教育セミナー・歴史でみる日本「二つの教育改革」2001年3月29日(木)，全日本教職員組合・日本高等学校教職員組合・全国私立学校教職員連合企画・製作「かがやけ教育基本法」である。

筆者が種々のビデオ資料なども用いて，受講生に日本国憲法の制定を初めとした，「戦後改革」についての基礎的事項を理解させようと努めているのには，理由がある。筆者のこれまでの教職経験によれば，受講生たちの大半が，基本的な知識であろうと思われる，「戦後改革」という言葉やその内容を知らないという状況が予想されるからである。例え

ば，戦後改革の内容について，政治面及び経済面の具体的な改革の内容を尋ねても，近年ではほとんど，受講生から正答が得られないという状況がある。

筆者はかつて20年ほど前に，某国立医科大学において，医学科・保健学科1年次対象の「現代教育論」を担当し，その授業の中で，戦後改革における教育改革を取り上げたことがあった。ある学生にまず，「戦後改革における経済改革には，具体的にどのようなものが挙げられますか」と質問したところ，「財閥解体です」との明確な解答が返ってきた。次に，「それは，どのような意味を有する改革だったのですか」と尋ねたところ，その学生は，まさかこのような質問が来るとは予想もしていなかった，という表情を見せた。その学生が，私の質問に答えられなかったのは言うまでもない。

例えば「戦後改革」などの，現代史の基礎的且つ重要事項については，高等学校教育においては，大学受験の影響も大きく，十分に押さえられていないということが予想される。こうした状況を念頭に置き，大学教育では，基礎的事項の知識の確認にとどまらず，その意味までも取り上げ，本来学ぶとはこのようなことであると，学生に気づかせていく必要があるのではないかと考える。

- (12) 鈴木，前掲論文，127-129頁。こうした鈴木英一の研究成果は，教育法学会関連では，例えば，成嶋隆「憲法・教育基本法改正論批判」日本教育法学会編『教育法学の課題と21世紀の展望』（講座現代教育法1）三省堂，2001年，22-26頁（講義資料No.42，43），教育原理関連の基本的なテキストである，田嶋一・中野新之祐・福田須美子『やさしい教育原理』有斐閣アルマ，1997年，65頁（田嶋一・中野新之祐・福田須美子・狩野浩二『やさしい教育原理（新版補訂版）』有斐閣アルマ，2011年，78頁），などに反映されている。
- (13) 教育基本法は，わが国が占領統治の時代につくられたものだから，アメリカに押し付けられたものである，とする主張が見られる。これについては特に，以下のビデオを視聴し，

受講生には、占領教育改革当時の関係者である、マークT.オア氏による次の回想に着目させた。「日本の戦後改革はほとんど占領軍が行ないましたが、初めて日本人が自らの手で作り上げたのが教育基本法でした」。NHKスペシャル「敗戦ニッポン 新しい日本人をめざして—戦後教育の原点はこうして生まれた—」1999年8月15日(日)。

(14) 2006年12月19日(火)の第10回の授業は、筆者がそれまでに行なってきた、以下に示したような教育基本法に関する講演会などでの内容を基にした。

- ・2006年4月27日：「教育基本法に関する講演会」(主催：沖縄県教職員組合中頭支部)
- ・2006年5月24日：「記念講演」(主催：日本科学者会議沖縄支部第37回定例総会)
- ・2006年6月24日：大学人九条の会沖縄第2回シンポジウム「教育基本法『改正』と改憲論—憲法九条を守るために—」(主催：大学人九条の会沖縄)。
- ・2006年10月18日：「許すな！教育基本法改悪」学習集会での講演：「なぜ変える教育基本法」(主催：沖縄県憲法改悪反対共同センター)、など。

なお、この箇所の記述は、以下の論考を基にしている。拙稿「教育基本法『改正案』の問題点」大学人九条の会沖縄ブックレット編集委員会編『沖縄から憲法九条をまもるために—平和主義・改憲論・教育基本法—』2006年、45-55頁。

(15) 例えば、平原春好「教育基本法の『改正』問題」土屋基規・平原春好・三輪定宜・室井修編『最新 学校教育キーワード事典』旬報社、2001年、44-45頁、など。教育改革国民会議の最終報告については、例えば、教育学関連15学会共同公開シンポジウム準備委員会『教育基本法改正問題関連資料集』第一集、2002年、12-13頁を参照。

(16) なお、授業では、2006年教育基本法の全文を、2006年12月16日付『朝日新聞』より抜粋し、講義資料を作成した。

(17) 1947年教育基本法の成立過程の特徴に関しては、授業では、以下の論考を取り上げた。鈴木、前掲論文、同「教育基本法の成立事情—基本理念に即して」『いま、なぜ教育基本法の改正か』(『教育』別冊12)国土社、2003年、84-85頁、同「教育基本法はなぜつくられたか—改革者の思い」『季刊 教育法』第136号、エイデル研究所、2003年3月、32頁、土屋基規「戦後教育法制の展開と現在」日本教育法学会編『教育法学の展開と21世紀の展望』(講座 現代教育法1)三省堂、2001年、70-71頁、成嶋、前掲論文、堀尾・浪本・石山編、前掲書、NHKスペシャル「敗戦ニッポン 新しい日本人をめざして—戦後教育の原点はこうして生まれた—」1999年8月15日(日)。

(18) 筆者が2006年12月19日(火)の授業で実施した、「1947年教育基本法など」に関するアンケート調査用紙は、【資料2】のとおりである(B5用紙で1枚)。

